

議案第 6 1 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（特別の費用弁償）

第 6 条 消防団員が災害出動、警戒又は訓練に従事したときは、別表第 7 に定める区分により費用を弁償する。

別表第 4 を別紙のように改める。

別表第 6 の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条及び別表第 7 の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に従事す

る災害出動、警戒又は訓練に係る費用弁償について適用し、同日前に従事した出動、警戒又は訓練に係る費用弁償については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第4の規定は、平成27年度以後の年度分の報酬について適用し、平成26年度分までの報酬については、なお従前の例による。

別表第 4

| 職名   | 報酬 |                 |
|------|----|-----------------|
| 消防団長 | 年額 | 1 4 7 , 5 0 0 円 |
| 副団長  | 〃  | 1 1 8 , 5 0 0 円 |
| 分団長  | 〃  | 9 0 , 0 0 0 円   |
| 副分団長 | 〃  | 6 7 , 0 0 0 円   |
| 班長   | 〃  | 4 0 , 0 0 0 円   |
| 団員   | 〃  | 3 6 , 5 0 0 円   |

別表第 7

| 区分                    | 費用弁償           |
|-----------------------|----------------|
| 災害出動（消防団活動に従事した場合）    | 1 回につき 7,000 円 |
| 災害出動（消防団活動に従事しなかった場合） | 1 回につき 2,500 円 |
| 警戒                    | 1 回につき 2,500 円 |
| 訓練                    | 1 回につき 2,500 円 |

備考

- 「消防団活動」とは、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）第 36 条第 1 号から第 5 号までに掲げる業務をいう。
- 災害出動に係る消防団活動に従事したかどうかの認定は、消防団長が行う。

## 理 由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の処遇を改善する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。